

令和 7 年度

防災情報ネットワーク事業

安積疏水地区他転送サーバ更新工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

防災情報ネットワーク事業安積疏水地区他転送サーバ更新工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営造成土地改良施設の情報を防災情報ネットワークに転送するため、安積疏水地区深田調整池及び角田地区江尻排水機場に設置しているデータ転送サーバについて更新を行うものである。

### 2. 工事場所

福島県郡山市三穂田町山口地内ほか

### 3. 工事概要

本工事は、防災情報ネットワーク設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

(1) データ転送サーバ更新 2か所

### 4. 工事数量

別紙1 工事数量表のほか第9章設計、第10章構造及び製作に示すとおりである。

### 5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、本章第3項に示す設備の設計、製作、輸送、据付、撤去、試運転調整、総合試運転調整までの一切とする。

## 第3章 施工条件

### 1. 作業時間の制限

本工事の作業場所での施工は、午前9時から午後5時までを基本とするが、作業状況により時間延長が必要な場合は、施設管理者及び監督職員の了解を得て行うものとする。

### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。  
(2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等5日を見込んでいる。  
なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

### 3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定

できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙 2 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 138 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙 2 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 3 月 10 日（工事完了期限日）まで

## 第 4 章 現場条件

### 1. 既設設備等との受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

#### （1）電源

電源は、既設無停電電源装置から A C 100 V、50 H z の接続とする。

#### （2）信号

既設設備とのデータ受渡しは、第 10 章構造及び製作による。

### 2. 搬入路

各工事場所への搬入はライトバンによることを想定している。

### 3. 第三者に対する措置

#### （1）騒音、振動対策

騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

#### （2）その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

### 4. 据付工事にかかる留意事項

据付工事にあたっては、既設管理設備、ネットワークカメラ等を運用しながら実施することから、これらの運用に与える影響を最小限となるように細心の注意をもって施工すること。

## 第 5 章 提出図書等

### 1. 承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1-1-7 に示す実施仕様書、計算書及び詳細図等の提出は工事の始期から 30 日以内に提出するものとする。

また、承諾又は不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。

## 2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

## 第6章 仮設

### 1. 工事用電力

据付工事（撤去を含む）に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

## 第7章 貸与する資料等

### 1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

#### （1）資料名

名 称	備考
令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 阿武隈地域国営ダム防災情報転送システム整備工事完成図書	

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

#### （2）貸与期間

工事契約から工事完成まで

#### （3）返納場所

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

#### （4）貸与条件

貸与資料については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

## 第8章 試運転調整

試運転調整として、データ転送サーバの単体調整を行うものとする。

これに要する電力料金（基本料金・使用料金）、通信回線使用料金は発注者において負担する。

## 第9章 設計

### 1. 一般事項

- （1）受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第7章に示す貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- （2）土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- （3）耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- （4）運転が確実で操作の容易なものとする。
- （5）設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

## 2. 設計諸元

### (1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

項目	機器区分
温度	5～40°C [10～35°C]
相対湿度	30～80% [40～80%]

(注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

2) 屋内機器とは、データ転送サーバ及び付属品で、[ ] に示す値は汎用品について適用する。

### (2) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式	①相数・電圧 単相 2 線 100V ±10V ②周 波 数 50Hz ±3Hz

(注) 非常用発電装置の周波数変動に対しても機器の性能、機能に影響を与えないものとする。

### (3) 管理対象施設及び管理項目

各地区の管理対象施設及び管理項目は、別紙 3 管理項目表のとおりとする。

### (4) 伝送路回線構成

伝送路回線及び対向方式は次のとおりとする。

なお、インターネットについては、回線、プロバイダともに契約済みである。

地区名	伝送区間	種別	構成	伝送速度	対向方式
安積疏水地区 (深田調整池)	深田調整池管理事務所 ～防災中央データセンター	N T T フレッ ツ光	インタ ーネッ ト	100Mbps	1 : N
角田地区 (江尻排水機場)	江尻排水機場 ～防災中央データセンター	N T T フレッ ツ光	インタ ーネッ ト	100Mbps	1 : N

### (5) システム構成図

システム構成図に示すとおりとする。

## 3. 停電及び雷害対策

本工事においては、新たな停電及び雷害対策を行わないことと考えている。

# 第 10 章 構造及び製作

## 1. 一般構造

- 1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。
- 2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。
- 3) 本設備は、共通仕様書（施）第 13 章「水管理制御設備」によるものとするが、受注

者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

- (4) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

## 2. 安積疏水地区（深田調整池）

### (1) システム概要

安積疏水地区の防災情報ネットワーク設備は、深田調整池の有する防災情報を既設管理設備、地震観測設備から取得し、防災中央データセンターに転送するものであり、本工事においては、このうちデータ転送サーバを更新するものである。

データ転送サーバは、諸量情報（貯水位、雨量）を入出力インターフェース装置から、地震観測情報（計測震度、加速度等）をメール配信ユニットからLANを介し受信し、CSV変換等を行ったうえで、インターネットにより防災中央データセンターへ転送するものである。

### (2) データ転送サーバの機能

#### 1) データ転送サーバのシステム機能

##### ①データ受信機能の設定

データ転送サーバに計測情報を受信する機能を設定する。

##### ②時刻管理

インターネットから基準時刻を取得し、時刻同期管理を行う。

##### ③CSVファイル変換及び並び替え機能

別紙3管理項目表に記載するデータを抽出し、「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムCSV作成手順書」に基づき、防災情報ネットワークが必要とするデータ形式（CSVファイル）に変換、並び替え及び所定のフォーマットへ項目の割り当て（以下、「CSV変換等」という。）を行う。CSVファイルは「最新データ（計測値）」について作成する。

##### ④共有DISKの設定

受注者は、別に示す「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」又は「システム操作マニュアル運用管理者編」に記載されているディレクトリ構成に従って共有DISKを設定する。

##### ⑤データ格納機能

④で設定した共有DISKに、①で受信したCSVファイルを格納する。

##### ⑥データ確認機能

①～⑤についてデータ確認するため、ディスプレイで表示確認する機能を追加する。なお、データベース化及びバックアップ機能は不要とする。

#### 2) データ転送プログラムのインストール及びネットワーク設定

##### ①データ転送プログラムのインストール

「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に従い、データ転送プログラムをインストールすることによりデータ転送機能を実装する。

##### ②データ転送プログラムのネットワーク設定

「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に基づき、防災中央データセンターとの通信設定を行う。

## 3. 角田地区（江尻排水機場）

### (1) システム概要

角田地区の防災情報ネットワーク設備は、江尻排水機場の有する防災情報を既設管理設備から取得し、防災中央データセンターに転送するものであり、本工事においては、このうちデータ転送サーバを更新するものである。

データ転送サーバは、諸量情報（水位、受電電圧等、雨量）を既設計装盤からシリアル通信（R S - 2 3 2 C）により受信し、C S V変換等を行ったうえで、インターネットにより防災中央データセンターへ転送するものである。

## （2）データ転送サーバの機能

### 2. 安積疏水地区（深田調整池）と同様につき省略。

## 4. 機器仕様

機器の仕様については、以下のとおりとする。

### （1）設置機器

本工事で設置する機器は下表のとおりであり、その仕様は（2）に示すとおりである。

機器名称	数量	区分	備 考
データ転送サーバ	2台	更新	・安積疏水地区（深田調整池） 1台、 角田地区（江尻排水機場） 1台 ・既設収納デスク内に設置

### （2）データ転送サーバ

#### 1) 本体（P C サーバ）

- ア. プロセッサ
- ・Intel 社 Core i3-4330 (3.5 G H z、2コア) 相当以上のC P Uを1個以上搭載していること。
  - ・x64 命令セット対応
  - ・NX と DEP のサポート
  - ・CMPXCHG16b、LAHF/SAHF 及び PrefetchW のサポート
  - ・第2 レベルのアドレス変換 (EPT 又は NPT) のサポート
- イ. メモリ
- ・2 G B 以上実装していること。
  - ・増設による拡張が可能のこと。
  - ・ECC (誤り訂正符号) 型又は同様のテクノロジ
- ウ. 内蔵ハードディスク
- ・物理容量が 250 G B 以上ある SATA ディスク (7,200 rpm 以上) を2 個以上搭載 (実行容量 250GB 以上) していること。
  - ・増設による拡張が可能であること。
  - ・RAID コントローラで RAID1 構成とすること。
  - ・ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。
- エ. インタフェース
- ・USB2.0 以上のポート 4 個以上備えること。
  - ・1000BASE-T/100BASE-TX ポートを1 個以上有していること。
  - ・シリアルポート (RS-232C 規格準拠) を1 個以上有していること
- オ. 液晶ディスプレイ
- ・17 型、1677 万色以上
  - ・Super VGA (1024×768) 又はそれ以上の解像度に対応しているグラフィックデバイス及びモニタ
- カ. キーボード
- ・USB インタフェース、109 型、Windows 配列
- キ. マウス
- ・USB インタフェース、2 ボタン、光学式、ホイール付き
- ク. 電源
- ・無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができるこ
  - ・CSCI Silver 基準適合及び 80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。
  - ・電源は A C 100 V (50/60 H z) 環境で利用できること。

- ケ. 光学ドライブ
    - ・DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。
  - コ. 記憶域コントローラとディスク領域の要件
    - ・PCI Express アーキテクチャの仕様に準拠している記憶域アダプターを搭載すること。
  - サ. ネットワークアダプターの要件
    - ・ギガビット以上の処理能力があるイーサネットアダプター
    - ・PCI Express アーキテクチャの仕様への準拠
    - ・Preboot Execution Environment (PXE) のサポート
- 2) ソフトウェア等
- ア. O S
    - ・Windows Server 2022 Standard
    - ・必要なライセンス及びメディアキットを用意すること。
  - イ. ウィルス対策
    - ・ウィルス、スパイウェア等をリアルタイムでブロックできること。
    - ・ウィルス、スパイウェア対策（検知、駆除）を自動で行うこと。
    - ・ウィルス、スパイウェア対策の定義ファイルを自動又は手動でアップデートできること。
    - ・サーバ内のファイルに対する改竄等のブロック及びアラート通知ができること。
  - ウ. U P S 管理
    - ・指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。
    - ・スケジュール運転や UPS の状態監視、ネットワーク経由での監視と制御などの機能を提供していること。
    - ・設定等のインターフェースは、ブラウザ又は専用画面を使用して行えること。
    - ・ネットワーク通信 (TCP/IP) による接続が可能なこと。
- 3) その他付属品
- ・本体、ディスプレイの耐震ベルト、耐震マット等

## 第 11 章 ソフトウェア仕様

### 1. 既設管理設備等のソフトウェア

本工事は、データ転送サーバの更新を行うものであり、データ取得元である既設管理設備等の改造は要しない。

### 2. データ転送サーバのソフトウェア

第 10 章構造及び製作に示すとおりとする。

### 3. ソフトウェアの著作権

本工事で制作（以下「開発」という。）されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

#### （1）新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

#### （2）発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

## 第12章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

### 1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第12節及び第13章10節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

### 2. 電気通信設備

（1）設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配置する。

（2）データ転送サーバは、既存のOAデスク内に収納するものとしているが、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

ただし、耐震設計上の安全性を損ねるものではない場合についてはこの限りではない。

なお、水管理制御設備盤及び電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」を使用する。

また、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」に示すSクラス以上とする。

（3）データ転送サーバは、地震時における移動の事故を防止するため、監督職員の承諾を受け、OAデスク、又はシステムラック内で耐震ベルト、耐震マット等により固定するものとする。

### 3. 工事現場発生材

本工事により発生する現場発生材（既設データ転送サーバ）については、共通仕様書

（施）1-1-23に基づき、阿武隈土地改良調査管理事務所へ搬出のうえ監督職員に引き渡すものとする。

## 第13章 総合試運転調整

### 1. 総合試運転調整

総合試運転調整として、データ転送サーバと防災中央データセンター間の接続対向試験を実施する。

接続対向試験の詳細は、監督職員の指示による。

### 2. 総合試運転調整に要する電気料金等

総合試運転調整に要する電気料金（基本料金・使用料金）、通信回線使用料は発注者において負担する。

## 第14章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

### 2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

#### （1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準別表第2撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

- ・「電子政府における調達のために参考すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」は、

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html> 参照。

#### （2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （3）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- 1) 受注者は、（1）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施工管理基準別表第2撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」にするものとする。なお、上記1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

#### （4）写真の納品

受注者は、（3）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に、チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情

報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

- ・チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア

[https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac\\_auth.php](https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) を参照。

#### （5）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 4. 工事現場等における遠隔確認について

- （1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （2）遠隔確認の活用は、別紙4「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- （3）農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- （4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

## 第15章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- （1）設計諸元等条件変更に係るもの
- （2）関係機関との調整に係るもの
- （3）不可抗力によるもの
- （4）法・基準の改正に係るもの
- （5）労働者の確保、資材調達困難等により工期変更が必要になった場合
- （6）施工内容が変更となったもの
- （7）設備の機能上、必要な改造等が生じた場合
- （8）防災情報ネットワーク設備の更新等が必要となった場合
- （9）工事現場発生材の運搬に変更が生じた場合、もしくは新たに撤去設備が生じた場合
- （10）現場条件の変更や天候等により新たな仮設が必要となったもの
- （11）除雪等が必要になった場合
- （12）その他本仕様書に定めないもの

## 第16章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合は、協力しなければならない。

## 第17章 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下表の工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

地区	工事箇所
地区 1	安積疏水地区（深田調整池）
地区 2	角田地区（江尻排水機場）

2. 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、技術者間接費、機器管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した技術者間接費、機器管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

## 第18章 その他

### 1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施） 第1章1-1-27及び第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### 2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

### 3. 契約後VE提案

#### （1）定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### （2）VE提案の意義及び範囲

1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を

伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事

　　材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6-1）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6-1）の様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しない

ものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### （5）VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### （6）責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

#### （1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

#### （2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

#### （3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

#### （4）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象しない。

#### （5）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

## 5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

## 6. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。
- 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費  
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点で、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更実施計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 7. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費  
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。  
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) ①～⑥の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

### 1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑯については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備

⑯小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

## 2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑯の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

## 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

## 9. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休日2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するも

のとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

#### ①補正係数

	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
現場閉所率	1 週間に 2 日	28.5% (8 日／28 日以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

#### ②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて 4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け、14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

### 10. 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

### 11. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

### 12. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、毎月の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

〔事業（務）所長用〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

## 第19章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1)データ転送サーバ				
データ転送サーバ	PCサーバ、付属品含む	台	1.000	
データ転送サーバソフトウェア	データ取り込み、CSV 変換プログラム	式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1)運搬工				
運搬工		式	1.000	
2. 機器据付・調整工				
(1)機器据付・調整工				
情報処理設備工		式	1.000	
3. 撤去工				
(1)撤去工				
既設データ転送サーバ撤去工		式	1.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1)データ転送サーバ				
データ転送サーバ	PCサーバ、付属品含む	台	1.000	
データ転送サーバソフトウェア	データ取り込み、CSV 変換プログラム	式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1)運搬工				
運搬工		式	1.000	
2. 機器据付・調整工				
(1)機器据付・調整工				
情報処理設備工		式	1.000	
3. 撤去工				
(1)撤去工				
既設データ転送サーバ撤去工		式	1.000	

(別紙2)

## 工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙3 管理項目表

地区1 安積疏水地区（深田調整池）

施設	観測項目	単位	区分	摘要
深田調整池				
貯水位	EL. m	既接続		
天端地震計測震度	震度	既接続		
天端地震計合S I 値	kinε	既接続		
天端地震計成加速度	Gal	既接続		
天端地震計最大加速度	Gal	既接続		
天端地震計加速度X	Gal	既接続		
天端地震計加速度Y	Gal	既接続		
天端地震計加速度Z	Gal	既接続		
基礎地震計測震度	震度	既接続		
基礎地震計 S I 値	kinε	既接続		
基礎地震計合加速度	Gal	既接続		
基礎地震計最大加速度	Gal	既接続		
基礎地震計加速度X	Gal	既接続		
基礎地震計加速度Y	Gal	既接続		
基礎地震計加速度Z	Gal	既接続		
左岸地山地震計測震度	震度	既接続		
左岸地山地震計 S I 値	kinε	既接続		
左岸地山地震計合加速度	Gal	既接続		
左岸地山地震計最大加速度	Gal	既接続		
左岸地山地震計加速度X	Gal	既接続		
左岸地山地震計加速度Y	Gal	既接続		
左岸地山地震計加速度Z	Gal	既接続		
深田調整池雨量計				
累加雨量	mm	既接続		
時間雨量	mm	既接続		

地区2 角田地区（江尻排水機場）

施設	観測項目	単位	区分	摘要
江尻排水機場				
雑魚橋川内水位	m	既接続		
尾袋川内水位	m	既接続		
尾袋川下流水位	m	既接続		
尾袋川水位	m	既接続		
阿武隈川水位	m	既接続		非表示
N O. 2 ポンプ角度	°	既接続		
N O. 4 ポンプ角度	°	既接続		
季節受電電圧	V	既接続		
季節受電電流	A	既接続		
季節受電電力	kW	既接続		
江尻排水機場雨量計				
時間雨量 (毎整時)	mm	既接続		

※摘要欄に“非表示”と記載している観測項目は、防災情報ネットワークシステムにてデータを扱っていないものであるが、現状と同様に扱うものとする。

## 工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

### 1 総則

#### 1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声をWeb会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

#### 1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

#### 1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

### 2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

### 3 遠隔確認の実施

#### 3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

##### （1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

##### （2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

### (3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

## 3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

## 3-3 遠隔確認の実施

### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

### (2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

### (3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

### (4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

## 4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（A S P）等を活用して監督職員に提出する。

## 5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

## 6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記載例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：○○工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

## 7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

## 8 積算

### (1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事実施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理费率や一般管理费率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

### (2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－1 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和7年度

# 防災情報ネットワーク事業 安積疏水地区他転送サーバ更新工事 図面目録

## 四 面 目 錄